

審 査 基 準

令和 6 年 7 月 14 日 作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 1 3 第 1 項
処 分 の 概 要：年少射撃資格の認定
原権者（委任先）：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条第 1 項第 2 号～第 1 8 号（許可の基準）、第 9 条の 1 3 第 1 項、第 9 条の 1 4 第 1 項（年少射撃資格の認定のための講習会） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 3 5 条（年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条（届出及び申請の手続）、第 7 5 条（年少射撃資格認定申請書）、第 7 6 条（年少射撃資格認定申請書の添付書類等） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：3 0 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請者の住居地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 合 せ 先：愛知県警察本部 生活安全部 保安課 銃砲危険物係 電話 052-951-1611 内線3176
備 考：